
プロジェクト	IFRS 適用課題対応
項目	IFRS 第 9 号「金融商品」及び IAS 第 28 号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」－ 長期持分の測定

I. 本資料の目的

1. 本資料は、2016年5月開催のIFRS解釈指針委員会（以下「IFRS-IC」という。）において議論されたIFRS第9号「金融商品」及びIAS第28号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」の両基準間の長期持分の測定（減損の取扱いを含む。）に関して提出された、明確化を求める要望書を踏まえた検討の経過を説明することを目的として作成している。

II. 背景

背景

2. IFRS-ICは、2015年6月までに、IFRS第9号「金融商品」（以下「IFRS第9号」という。）及びIAS第28号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」（以下「IAS第28号」という。）の相互関係、特に両基準間の長期持分の測定（減損の取扱いを含む。）に関する明確化を求める要望書を受領した。
3. 関連会社又は共同支配企業（以下、「関連会社等」という。）に対する持分には、持分法により算定した普通株式に対する投資のほか、関連会社等に対する純投資の一部を実質的に構成する長期持分（例えば、長期貸付金や優先株式）が含まれる。これは、長期持分のうち、決済が計画されておらず、また、予見できる将来に決済される可能性も低いものは、実質上、当該関連会社等に対する投資の延長線上にあるものと考えられるからである。その上で、IAS第28号は、持分法の手続として、持分法適用関連会社等が損失を計上した場合には、まず普通株式に対する投資額をゼロまで減額し、それでも不足する際には長期持分へ損失を配分することとしている（IAS第28号第38項¹⁾）。

¹ IAS第28号第38項

関連会社又は共同支配企業の損失に対する企業の持分が、関連会社又は共同支配企業に対する持分と等しいか又は超過する場合には、企業はそれ以上の損失についての持分を認識しない。関連会社又は共同支配企業に対する持分は、持分法で算定した当該関連会社又は共同支配企業に対する投資と、当該関連会社又は共同支配企業に対する企業の正味投資の一部を実質的に構成する長期の持分との帳簿価額である。例えば、決済が計画されておらず予見できる将来に決済される可能性も低い項目は、実質上、当該関連会社又は共同支

4. しかし、要望書の提出者によれば、この長期持分の取扱いは、IAS 第 28 号の減損の手続との関連において、その取扱いが必ずしも明確でない。具体的には、IAS 第 28 号第 42 項²は、持分法の手続に続く減損の手続として、持分法適用後の純投資に減損が生じていないかどうかの検討を求めているものの、この減損は「純投資全体の帳簿価額」を単一の資産とした上で、IAS 第 36 号「資産の減損」（以下「IAS 第 36 号」という。）に従って行うこととされている。しかし、「純投資全体の帳簿価額」の内容が定義されていないことから、これに長期持分が含まれ、IAS 第 28 号（IAS 第 36 号）の減損に関する規定が適用されるのかどうか不明確でない。
5. また、要望書の提出者は、IFRS 第 9 号も、その 2.1 項(a)³が、IAS 第 28 号に従って会計処理される持分をその適用範囲から除外していることから、IAS 第 28 号の適用がなければ IFRS 第 9 号が適用されていたであろう長期持分（例えば、利付の長期貸付金）について、IFRS 第 9 号（減損に関する規定を含む。）の適用が除外されるのか否かも明確でないとしている。
6. 要望書の提出者によれば、現行の IAS 第 39 号「金融商品：認識及び測定」（以下「IAS 第 39 号」という。）における実務にもすでにばらつきがみられるものの、IAS 第 39 号

配企業に対する企業の投資の延長である。そうした項目には、優先株式や長期の債権又は貸付金などが含まれるが、営業債権、営業債務又は適切な担保が存在する長期債権（担保付融資など）は含まれない。普通株式に対する企業の投資額を超えて持分法で認識された損失は、企業の関連会社又は共同支配企業に対する持分のその他の構成部分に、優先順位（すなわち、清算時の優先順位）の逆の順序で適用される。

² IAS 第 28 号第 42 項（一部抜粋、下線追加）

関連会社又は共同支配企業に対する純投資の帳簿価額の一部を構成するのれんは区分して認識されないの
で、IAS 第36号「資産の減損」におけるのれんの減損テストに関する要求事項を個別に適用して減損テスト
を行うことはしない。その代わりに、第41A 項から第41C 項の適用により投資が減損している可能性が示唆され
ている場合には、純投資全体の帳簿価額について、回収可能価額（使用価値と売却コスト控除後の公正価値
のいずれか高い方）を帳簿価額と比較することにより、単一の資産として IAS 第36号に従って減損テスト
を行う。それらの状況で認識した減損損失は、当該関連会社又は共同支配企業に対する純投資の帳簿価額の一
部を構成する資産（のれんを含む）には配分しない。したがって、当該減損損失の戻入れは、純投資の回収
可能価額がその後増加した範囲で、IAS 第36号に従って認識される。

³ IFRS 第 9 号 2.1 項(a)（一部抜粋）

本基準は、すべての企業が、以下を除くすべての形態の金融商品に適用しなければならない。

- (a) IFRS第10号「連結財務諸表」、IAS第27号「個別財務諸表」又はIAS第28号「関連会社及び共同支配企業
に対する投資」により会計処理される子会社、関連会社及び共同支配企業に対する持分。ただし、一
部の場合において、IFRS第10号、IAS第27号又はIAS第28号は、子会社、関連会社又は共同支配企業に
対する持分を本基準の要求事項の一部又は全部に従って会計処理することを要求又は許容している。

と IAS 第 28 号 (IAS 第 36 号) はともにその減損モデルに発生損失モデルを採用し、減損テストをどちらの基準に従って行ったとしても実務への影響が大きくなかったことから、重要な論点として識別されることはなかった。しかし、IFRS 第 9 号 (2014 年版) はその減損モデルに予想信用損失モデルを採用し、IAS 第 28 号 (IAS 第 36 号) との減損モデルの違いによる影響が大きなものになると考えられることから、今後の IFRS 第 9 号 (2014 年版) の適用に当たっては、当論点が重要なものになり得るとしている。

論点

7. IFRS 第 9 号 (2014 年版) の適用にあたって、関連会社等に対する長期持分の測定 (減損を含む) は、どのように行うべきかが論点となる。すなわち、長期持分の測定 (減損を含む) は IFRS 第 9 号に従うべきか、それとも IAS 第 28 号に従うべきか、あるいはそれらの両方に従うべきかである。

見解

8. 要望書の提出者は、当論点に関して、次の 4 つの見解がみられるとしている。

(見解 A)

9. 長期持分は金融商品であることから、IFRS 第 9 号の適用範囲に含まれ、分類、測定及び減損はすべて IFRS 第 9 号に従って行う。ただし、持分法の適用により認識された損失が投資 (普通株式等の資本性金融商品) の額を超えて長期持分へも配分される場合には、持分法損失の配分 (IAS 第 28 号第 38 項) の規定が追加的に適用される。

(見解 B)

10. 長期持分は金融商品であることから、IFRS 第 9 号の適用範囲に含まれ、分類、測定及び減損はすべて IFRS 第 9 号に従って行う。ただし、持分法の適用により認識された損失が投資 (普通株式等の資本性金融商品) の額を超えて長期持分へも配分される場合には、持分法損失の配分 (IAS 第 28 号第 38 項) が追加的に適用される。また、減損については、まず IFRS 第 9 号の減損規定が適用され、その上で、IAS 第 28 号第 42 項 (IAS 第 36 号) に基づく減損規定が追加的に適用される。

(見解 C)

11. 長期持分は、関連会社等に対する純投資の一部を実質的に構成することから、当該関連会社等に対する投資の延長線上にあるとする IAS 第 28 号第 38 項に従って投資と同様に IAS 第 28 号の適用範囲に含まれる。減損についても、長期持分は、普通株式等の資本性金融商品と同様に IAS 第 28 号 (IAS 第 36 号) の減損の要求事項に従う。

(見解 D)

12. 長期持分は金融商品であることから、その分類及び測定は IFRS 第 9 号の適用範囲に含

まれる一方、持分法損失の配分及び減損についてはIAS第28号の適用範囲に含まれる。すなわち、持分法の適用により認識された損失が投資(普通株式等の資本性金融商品)の額を超えて長期持分へも配分される場合には、持分法損失の配分(IAS第28号第38項)の規定が追加的に適用され、また、減損については、長期持分を含む「純投資全体の帳簿価額」(IAS第28号第42項(改訂後))に対してIAS第28号(IAS第36号)の規定が適用される。

13. 上記4つの見解を一覧表に整理すると、次のとおりである。

要求事項 見解	IFRS第9号	IFRS第9号	IAS第28号	IAS第28号
	分類及び測定	減損	持分法損失の配分	減損
A	○	○	○	
B	○	○	○	○
C			○	○
D	○		○	○

アウトリーチの結果

14. IASBスタッフは、各法域の関係者へのアウトリーチを行った結果、大多数の関係者が当論点に関する要求事項は不明確であるとの見解を示し、減損の取扱いについても様々な見解が示されたとした上で、現在のIAS第39号を適用した実務においてすでにばらつきがみられ、将来のIFRS第9号の適用にあたってはばらつきがみられることが予想されるとしている。

III. IFRS-IC 会議における議論

2015年9月会議

15. 2015年9月開催のIFRS-IC会議において、IASBスタッフは、IFRS第9号は長期持分への減損規定の適用を明示的に除外していないものの、IAS第28号が長期持分を含む純投資全体の減損を特別に規定していることから、長期持分の減損の取扱いについてはIAS第28号が優先的に適用されるとする見解Dを支持した上で、IFRS-ICの[アジェンダ](#)に追加しないとする[アジェンダ決定案](#)を示した。
16. しかし、IFRS-ICは議論の結果、当論点については多くの関係者から様々な見解が示

され、一般的な広がりがあることを示すアウトリーチの結果に着目した上で、IFRS 第 9 号と IAS 第 28 号の要求事項の相互関係は明確でないとして、基準の限定的な修正による明確化を行うために、アジェンダに追加することを暫定的に決定した。

2015 年 11 月会議

17. 2015 年 11 月開催の IFRS-IC 会議では、IASB スタッフは次の理由から、支持する見解を見解 D から見解 B へと変更した上で、基準の限定的な修正を進める提案を行った。

- (1) 長期持分の減損モデルに関して、IAS 第 28 号が発生損失モデルを採用するところ、IFRS 第 9 号は予想信用損失モデルを採用することから、前者は後者を代替できるものではない。
- (2) IAS 第 28 号の長期持分に対する持分法損失の配分及び減損に関する規定に、IFRS 第 9 号を上書きする意図はなく、あくまで持分法損失を十分かつ適切に認識することを目的とし、また、長期持分に持分法損失（減損損失を含む。）を配分しない場合に持分法投資の構成を投資から長期持分へと仕組む機会を投資者に与えないこと、すなわち、濫用防止を意図した規定である。

18. しかし、IFRS-IC は議論の結果、見解 D と見解 B との主要な相違点は長期持分が IFRS 第 9 号の減損の要求事項の対象となるかどうかという点であるところ、IFRS 第 9 号 2.1 項(a)の範囲除外規定はこの点に関して必ずしも明確でないとし、これに関して IASB と協議することを暫定的に決定した。

2016 年 3 月会議

19. 2016 年 3 月開催の IFRS-IC 会議において、IASB スタッフは、2015 年 12 月に IASB と協議した結果、次の分析結果について IASB の合意を得たこと及び解釈指針案の開発を視野に入れて IFRS-IC での議論を継続すべきとのフィードバックを受けたことを報告した。

- (1) IFRS 第 9 号 2.1 項(a)の範囲除外規定は、企業が持分法⁴を用いて会計処理する関連会社又は共同支配企業に対する持分にのみ適用される規定であるところ、長期持分は厳密には持分法を用いて会計処理されるわけではないことから、当該範囲除外規定が適用されるものではない。
- (2) 長期持分の会計処理手順は、次のとおりである。

⁴ IAS 第 28 号第 3 項（一部抜粋）

持分法とは、投資を最初に取得原価で認識し、それ以後、投資先の純資産に対する投資者の持分の取得後の変動に応じて修正する会計処理方法をいう。投資者の純損益には、投資先の純損益に対する投資者の持分が含まれ、投資者のその他の包括利益には、投資先のその他の包括利益に対する投資者の持分が含まれる。

- ① 長期持分に対して、IFRS 第 9 号を適用する（減損テストを含む。）。
 - ② IFRS 第 9 号適用後の長期持分の帳簿価額を IAS 第 28 号の規定する純投資の一部に含めた上で、当該純投資に対して持分法によって認識された損失を配分する（IAS 第 28 号第 38 項）。
 - ③ 長期持分を含む純投資全体に対して、IAS 第 28 号（IAS 第 36 号）の規定する減損テストを行う（IAS 第 28 号第 40 項）。
 - ④ その後の期間において IFRS 第 9 号を適用する際（利息収益の認識を含む。）には、上記②による持分法損失及び上記③による減損損失をなかったものとして取り扱う。
20. その上で、IASB スタッフは、現行基準は上記のとおり、十分なガイダンスを提供していることから、基準修正も解釈指針も不要であるとして、アジェンダに追加すべきでないとするアジェンダ決定案を示した。
21. IFRS-IC は議論の結果、スタッフ提案の内容では IFRS 第 9 号及び IAS 第 28 号の要求事項の直接的な相互関係が必ずしも明確でないとして、IASB スタッフに対して長期持分の会計処理のメカニズム及び計算例を示すことを追加的に指示した。

2016 年 5 月会議

22. 2016 年 5 月開催の IFRS-IC 会議において、IASB スタッフは、長期持分の会計処理のメカニズム及び計算例を示し、2016 年 3 月のアジェンダ決定案に加筆修正を行った上で、再度、アジェンダに追加すべきでないとするアジェンダ決定案を示した。
23. 会議の冒頭において、IFRS-IC の議長及び IASB スタッフから、今回を含めこれまでのスタッフ提案はあくまでも現行基準の要求事項に基づいて示したものであり、それを超えた意味のあるアプローチを示したものではない旨のコメントがあった。
24. IFRS-IC メンバーはアジェンダ決定案の内容を概ね支持したものの、一方で次のような懸念も示された。
- (1) 当論点は重要なものであり、アウトリーチの回答者の多くが、基準が不明確であると回答し、実務にもばらつきがみられることから、アジェンダ決定（案）の公表による対応では不十分である。
 - (2) IASB スタッフの示した結論及びそれに至る過程について、複数の IFRS-IC メンバーが基準上明白なものとは考えていないことから、異なる解釈も十分にあり得る。

- (3) IFRS 第9号の予想信用損失モデルにおいて減損損失を認識した後、損失が具現化した時にIAS第28号に基づいてさらなる損失が認識されるといった、損失の2重カウントに関する懸念を解消できない。
 - (4) IASB スタッフの採ったアプローチは、必ずしも最善の採り得る回答とはいえない。
 - (5) IASB スタッフの示したアプローチとは異なるアプローチを採っている企業の会計処理が、監査人や規制当局等から誤謬として取り扱われるとすれば、それは適切なことではない。
 - (6) 当論点はより詳細な分析が必要であるため、持分法のリサーチ・プロジェクトに含めて検討すべきである。
25. IFRS-IC は、数回の投票を経てもなお、IASB スタッフの示したアジェンダ決定案について合意に至らなかったことから、アジェンダ決定案に代えて、解釈指針案を開発することを暫定的に決定した。

今後のステップ

26. IASB スタッフは、今後の会議で本資料第19項の内容に基づき、解釈指針案を提示する予定である。

IV. 当委員会事務局の対応（案）

27. IASB スタッフが2015年9月に示したアジェンダ決定案の内容、すなわち、IAS第28号が長期持分を含む純投資全体の減損を特別に規定したものと捉えれば、IAS第28号とIFRS第9号の重畳適用による減損損失の2重カウントに関する懸念も解消されるため、見解Dをあるべき1つの会計処理案として支持することが考えられる。
28. しかし、解釈は現行基準の要求事項の範囲内で行われるべきであるとする立場に立てば、IASB スタッフが2015年11月以降に示し、IASB 及びIFRS-IC が暫定的に合意しているとおりの長期持分はあくまで金融商品であり、また、厳密には持分法により会計処理されているとはいえない。したがって、長期持分に対してはIFRS第9号の範囲除外規定が適用されず、減損についてはIAS第28号(IAS第36号)のほか、IFRS第9号も重畳的に適用されるとする見解Bを支持することも考えられる。
29. 当委員会としては、今後、解釈指針案が公表された時点で、コメント・レターの提出の可否を含め、対応を決定することが考えられる。

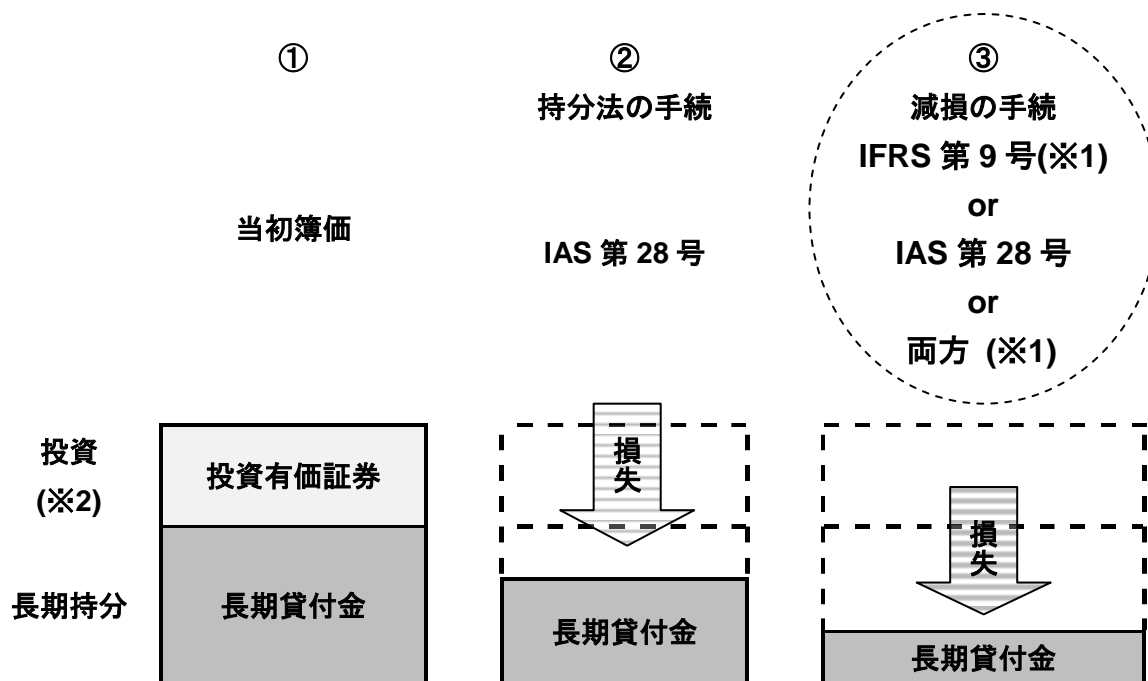
ディスカッション・ポイント

以下の点について、ご質問やご意見があれば、頂きたい。

- (1) 今回の IFRS-IC による暫定的な決定事項に同意するか。
- (2) 当委員会事務局の対応（案）に同意するか。

以上

(参考) 持分法の手続と減損の手続のイメージ



(※1) IASB スタッフ提案では、IFRS 第 9 号の減損手続は、②に先行して適用するとされている。

(※2) 普通株式等の資本性金融商品

以上